

放送コンテンツ（アニメ含む）の製作取引適正化に向けた取組

放送コンテンツ製作取引適正化ガイドライン改訂（令和2年9月）後、以下の取組方針に基づいた対応を進めている。

●不適切な事案に対して下請振興法に基づき指導

1. 速やかな改訂ガイドラインの定着
2. 業界への働きかけ及び浸透状況を可視化

1. 速やかな改訂ガイドラインの定着に関する取組

(1) **全国の放送事業者、番組製作会社を対象に、新たにオンライン形式でガイドライン講習会※を開催するとともに、広報ツール（パンフレットや概要資料、講習用の動画）を作成し周知中**

(※講習会の開催実績等)

- ・令和2年10月～12月 : 計8回開催済(延べ563名が参加登録)
- ・令和3年 2月～3月 : 4回程度の開催を計画中

(2) **従来の法律相談窓口に加え、上記講習会と連携した弁護士へのオンライン法律相談会を開催中**

2. 業界への働きかけ及び浸透状況を可視化に関する取組

(1) **放送事業者等557社に宛てて、下請中小企業振興法第4条に基づく助言として、改訂ガイドラインの遵守を求める等の文書を発出するとともに、業界団体に対して個別に改訂ガイドライン遵守の働きかけを実施済**

(2) **全国の改訂ガイドラインの遵守状況を把握し、不適切な取引実態が確認された場合は下請中小企業振興法第4条に基づく指導を行うことも念頭に、ガイドライン遵守状況調査※を実施中**

※ガイドライン遵守状況調査は、令和2年度内で番組製作会社50社程度、放送事業者25社程度を実施予定

(3) **令和3年2月にガイドライン・フォローアップ調査（アンケート調査）を実施し、それを踏まえ重点課題※の改善割合を指標化し、浸透状況の可視化を図る予定**

(※重点課題) 放送コンテンツ : ①書面の交付、②取引価格の決定に係る事前協議、③不適切な取引内容の変更及びやり直し
 アニメ : ①書面の交付、②価格決定の決定に係る事前協議、③スケジュール遅延時の作業時間